

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成26年4月24日現在

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 野菜類 (Vegetables), 雑穀 (Grains), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat).

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山本屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山本屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

※3 福島県浪江町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡部町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国府林緑地森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡部町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国府林緑地森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川俣町(山本屋の区域を除く。)、福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧鹿塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成26年4月24日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鱒ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、奥州市、平泉町	
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)、ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
ヤマドリ	肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町	
雑穀	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鴨子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ	肉
	クマ	肉
山形県		出荷制限
肉	クマ	肉
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	
	シロメバル	
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	
	マダラ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ(養殖を除く。)		
ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)	
肉	イノシシ	肉

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成26年4月24日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 鹿沼市、矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	クマの肉	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	柏市、我孫子市、白井市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成26年4月24日現在

福島県		出荷制限
原乳	H23.3.21～： 下記の地域以外	
	H23.3.21～4.9解除： 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町	
	H23.3.21～4.16解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、埴町、矢祭町、いわき市	
	H23.3.21～4.21解除： 相馬市、新地町	
	H23.3.21～5.1解除： 南相馬市（鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。）、	
	H23.3.21～6.8解除： 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師店、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.21～10.7解除： 会津若松市、桑折町、天栄町、楳枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
非結球性菜類 (ホウレンソウ、 カキナ)	H23.3.21～： 下記の地域以外	
	H23.3.21～5.4解除： 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.21～5.11解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村	
	H23.3.21～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師店、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、	
	H23.3.21～6.1解除： 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.21～6.23解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.21～11.4解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.21～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
その他すべて	H23.3.23～： 下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除： 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師店、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、	
	H23.3.23～6.1解除： 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
結球性菜類(キャベツ等)	H23.3.23～： 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除： 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師店、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、	
	H23.3.23～10.28解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～： 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除： 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.4解除： いわき市	
	H23.3.23～5.11解除： 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除： 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝岐村、只見町	
	H23.3.23～6.15解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師店、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村	
	H23.3.23～6.23解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
カブ 野菜類	H23.3.23～： 下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除： 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除： いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、	
	H23.3.23～5.18解除： 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝岐村、只見町	
	H23.3.23～6.15解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師店、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、	
	H23.3.23～6.23解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
原木しいたけ(露地栽培)	H23.4.19～： 伊達市、飯館村、相馬市、南相馬市、遠江町、双葉町、大島町、楳葉町、広野町、川俣町、富尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
	H23.4.19～： 福島市	
	H23.4.19～4.25解除： いわき市	
	H23.4.25～： 本宮市	
	H23.4.19～5.16解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町	
	H23.4.19～5.23解除： 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.10.18～： 二本松市	
	H23.7.19～： 伊達市	
	H23.7.22～： 新地町	
	H23.7.19～3.7解除： 本宮市	
原木しいたけ(施設栽培)	H23.11.14～： 川俣町	
	H23.10.31～： 相馬市、いわき市	
	H23.9.9～： 棚倉町、古殿町（※畜産関係に関する野生キノコに限る）	
	H23.9.15～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、富尾村、楳葉村	
	H23.10.18～： 喜多方市	
	H24.8.15～： 昭和村	
	H24.10.11～： 楳葉町	
	H24.10.18～： 会津坂下町、北塩原村	
	H23.9.28～： 下郷町	
	H23.10.1～： 会津若松市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.10.3～： 只見町	
	H23.11.12～： 会津美里町	
	H23.5.9～： 伊達市、相馬市、三春町	
	H23.5.13～： 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村	
	H23.5.9～5.30解除： 平田村	
	H23.5.9～6.8解除： いわき市	
	H24.4.8～： 天栄村	
	H23.5.9～6.21解除： 国見町	
	H24.4.16～： 福島市、新地町	
	H24.4.23～： 広野町	
たけのこ	H24.5.2～： 二本松市、大玉村	
	H24.5.7～： 須賀川市	
	H24.4.25～： 郡山市	
	H23.5.14～： 川内村	
	H23.5.18～： 古賀町、楳葉町	
	H23.5.28～： 富尾村	
	H23.5.10～： 田村市	
	H24.4.16～： 伊達市、川俣町	

* 網の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成26年4月24日現在

福島県		出荷制限
くさそてつ(こごみ)	H23.5.9	福島市、桑折町
	H24.5.1	福島市、伊達市、舘野町、三春町
	H24.5.2	川俣町
	H24.5.7	田村市、古殿町
	H24.5.10	二本松市、大玉村
くさそてつ(こごみ) (野生のものに限る。)	H24.4.24	会津美里町
	H24.5.2	福島市、二本松市
	H24.5.7	郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、磐前町、滝町
	H24.5.10	伊達市、舘野町、矢野町、新井町、大玉村、西郷村、鮎川村
	H24.5.14	須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村
こしあぶら	H24.5.17	桑折町、種萱代町
	H25.5.7	柳津町、北塩原村
	H25.5.14	葛尾村
	H25.5.18	福島市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、真崎村
	H25.5.20	三島町、川内村
	H25.5.22	澁川町、広野町
	H25.5.25	本宮市、田村市、小野町、矢野町、会津坂下町、玉川村、平田町、中島村
	H25.5.29	三春町
	H25.6.3	会津若松市、舘石町
	H25.6.5	金山町
ぜんまい	H24.5.10	昭和村
	H24.5.2	いわき市、二本松市
	H24.5.10	福島市
	H24.5.24	川俣町
	H25.5.1	南相馬市
うわばみそ (野生のものに限る。)	H25.5.14	須賀川市、舘野町
	H24.5.1	いわき市、福島市、伊達市、桑折町
	H24.5.2	福島市
	H24.5.7	郡山市、白河市、廣町、新地町
	H24.5.10	大玉村、西郷村
たらのめ (野生のものに限る。)	H24.5.14	川俣町
	H24.5.25	南相馬市
	H25.5.14	広野町、澁川村、葛尾村
	H25.5.18	二本松市、古殿町、真崎村
	H25.5.20	川内村
	H25.5.25	本宮市、須賀川市
	H25.6.3	舘石町
	H25.6.10	田村市
	H25.6.19	桑折町、種萱代町
	H24.4.9	福島市、川俣町、田村市、福島市、広野町
ふき(野生のものに限る。)	H24.4.18	伊達市、桑折町、舘野町
	H25.4.11	須賀川市、葛尾村
	H24.5.10	いわき市、伊達市
ふきのとう (野生のものに限る。)	H24.5.17	喜多方市、福島市、川俣町
	H24.4.25	南相馬市
	H25.5.11	澁川村
わらび	H24.5.10	いわき市、伊達市
	H24.5.17	喜多方市、福島市、川俣町
わらび(野生のものに限る。)	H24.4.25	南相馬市
	H25.5.14	二本松市
ウメ	H23.6.2～H25.10.21解除	福島市、伊達市、桑折町
	H23.6.6	南相馬市
	H24.6.6～H25.10.21解除	国見町
	H23.6.6～H24.7.11解除	相馬市
	H23.6.29	福島市、南相馬市
ユズ	H23.10.14	伊達市、桑折町
	H24.1.10	いわき市
	H23.9.20	伊達市、南相馬市
クリ	H24.9.28	二本松市
	H24.10.12	いわき市
キウイフルーツ	H25.12.9	福島市、南相馬市
	H23.12.9～H25.12.25解除	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字豊崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
大豆	H25.1.4～H25.3.13一部解除	福島市(旧大槻生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	H24.11.15～H25.11.7一部解除	南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	H24.12.25～H25.3.13一部解除	須賀川市(旧長形町の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.3.13一部解除	郡山市(旧高野村の区域に限る。)
	H25.1.4～H25.3.9一部解除	二本松市(旧小浜町及び旧沢川村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	H25.2.18～H25.7.10一部解除	福島市(旧立子山村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	H25.3.5～H25.7.10一部解除	福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	H25.3.25～H25.7.10一部解除	福島市(旧黒塚村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	H25.1.4～H25.5.17一部解除	伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	H25.1.4～H25.7.10一部解除	福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
H25.1.4～H25.11.7一部解除	福島市(旧池木沢村(白沢村)の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
米(平成23年産)	H25.12.18	南相馬市(旧太田村の区域に限る。)
	H23.11.17	福島市(旧小黒村の区域に限る。)
	H23.11.29	伊達市(旧小黒村及び旧片貝町の区域に限る。)
	H23.12.5	福島市(旧福島市の区域に限る。)
	H23.12.8	二本松市(旧淡川村の区域に限る。)
	H23.12.9	伊達市(旧桂川村及び旧富成村の区域に限る。)
	H23.12.19	伊達市(旧柳田町の区域に限る。)
	H24.1.4	伊達市(旧堀本村の区域に限る。)
	H24.4.5	福島県広野町、磐前町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(磐前町、船引町、船引町中山字小原及び字下馬沢、常楽町蓮田、常楽町山蓮並びに市内固有林福島県林管理第251林道の一部、252林道、253林道の一部、254林道から270林道まで及び270林道から283林道まで及び301林道から303林道までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字豊崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城並びに市内固有林福島県林管理第2004林道から2087林道まで、2088林道の一部、2089林道から2091林道まで、2095林道から2099林道まで及び2130林道の区域を除く。)、福島市(旧福島市(差別、小倉寺及び南台台を除く。))、旧平田町、旧黒塚村、旧野田村、旧赤田村、旧赤田村、旧下川崎村、旧淡川町及び旧会野村の区域に限る。)、伊達市(旧月形町(月形町内(差別、園ノ下、後藤川原、川内及び園ノ下)に限る。))及び旧柳田町(北、東、西及び南ノ内)に限る。)、旧桂川町(置山町山蓮川に限る。)、旧桂川町(磐前町所沢、原内田、久保田、久保田、西郷村、菅ノ内、河原田、東原町、西原町及び東原田)に限る。)、及び旧原野村(狭田、平、菅ノ内、菅田、柳津、砂子下及び須賀川)に限る。)、旧堀本村(原川町大原(寺崎、清水、清水沢、松平、久保、藤巻、黒ヶ山、山ノ口、木木沢、並石及びノ合を除く。)、置山町新田及び柳田町新田)に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧置山村、旧小原村及び旧富野村(置山町八幡に限る。)、二本松市(旧淡川村(淡川及び米沢に限る。))、旧平田町、旧小黒村、旧田代村、旧戸沢村、旧石井村、旧新田村、旧太田村(猪代町)及び旧大田村(東郷町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧早田村及び旧種萱村の区域に限る。))及び旧舘野町(旧大木戸村及び旧飯沼村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	H24.11.5～H24.11.6一部解除	須賀川市(旧西郷村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
H24.11.5～H24.11.3一部解除	大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H24.11.5～H24.11.3一部解除	郡山市(旧置山町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H24.11.7～H24.11.12一部解除	福島市(旧水原村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H24.11.15～H24.11.19一部解除	三春町(旧沢石村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H24.11.15～H24.11.29一部解除	福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧黒塚村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H24.11.29～H24.12.4一部解除	いわき市(旧山田村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
米(平成24年産)	H25.3.19	福島県福島市(旧福島市、旧小黒村、旧立子山村、旧淡川村、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧置山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西郷村の区域に限る。)、南相馬市(旧玉井村の区域に限る。)、二本松市(旧淡川村の区域に限る。)、田村市(磐前町、船引町、船引町中山字小原、船引町中山字馬沢、常楽町蓮田、常楽町山蓮並びに市内固有林福島県林管理第251林道の一部、252林道、253林道の一部、254林道から270林道まで、270林道から283林道まで及び301林道から303林道までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字豊崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城並びに市内固有林福島県林管理第2004林道から2087林道まで、2088林道の一部、2089林道から2091林道まで、2095林道から2099林道まで及び2130林道の区域を除く。)、福島市(旧福島市(差別、小倉寺及び南台台を除く。))、旧平田町、旧黒塚村、旧野田村、旧赤田村、旧赤田村、旧下川崎村、旧淡川町及び旧会野村の区域に限る。)、伊達市(旧月形町(月形町内(差別、園ノ下、後藤川原、川内及び園ノ下)に限る。))及び旧柳田町(北、東、西及び南ノ内)に限る。)、旧桂川町(置山町山蓮川に限る。)、旧桂川町(磐前町所沢、原内田、久保田、久保田、西郷村、菅ノ内、河原田、東原町、西原町及び東原田)に限る。)、及び旧原野村(狭田、平、菅ノ内、菅田、柳津、砂子下及び須賀川)に限る。)、旧堀本村(原川町大原(寺崎、清水、清水沢、松平、久保、藤巻、黒ヶ山、山ノ口、木木沢、並石及びノ合を除く。)、置山町新田及び柳田町新田)に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧置山村、旧小原村及び旧富野村(置山町八幡に限る。)、二本松市(旧淡川村(淡川及び米沢に限る。))、旧平田町、旧小黒村、旧田代村、旧戸沢村、旧石井村、旧新田村、旧太田村(猪代町)及び旧大田村(東郷町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧早田村及び旧種萱村の区域に限る。))及び旧舘野町(旧大木戸村及び旧飯沼村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	H25.3.19	福島県福島市(旧福島市、旧小黒村、旧立子山村、旧淡川村、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧置山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西郷村の区域に限る。)、南相馬市(旧玉井村の区域に限る。)、二本松市(旧淡川村の区域に限る。)、田村市(磐前町、船引町、船引町中山字小原、船引町中山字馬沢、常楽町蓮田、常楽町山蓮並びに市内固有林福島県林管理第251林道の一部、252林道、253林道の一部、254林道から270林道まで、270林道から283林道まで及び301林道から303林道までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字豊崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城並びに市内固有林福島県林管理第2004林道から2087林道まで、2088林道の一部、2089林道から2091林道まで、2095林道から2099林道まで及び2130林道の区域を除く。)、福島市(旧福島市(差別、小倉寺及び南台台を除く。))、旧平田町、旧黒塚村、旧野田村、旧赤田村、旧赤田村、旧下川崎村、旧淡川町及び旧会野村の区域に限る。)、伊達市(旧月形町(月形町内(差別、園ノ下、後藤川原、川内及び園ノ下)に限る。))及び旧柳田町(北、東、西及び南ノ内)に限る。)、旧桂川町(置山町山蓮川に限る。)、旧桂川町(磐前町所沢、原内田、久保田、久保田、西郷村、菅ノ内、河原田、東原町、西原町及び東原田)に限る。)、及び旧原野村(狭田、平、菅ノ内、菅田、柳津、砂子下及び須賀川)に限る。)、旧堀本村(原川町大原(寺崎、清水、清水沢、松平、久保、藤巻、黒ヶ山、山ノ口、木木沢、並石及びノ合を除く。))、置山町新田及び柳田町新田)に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧置山村、旧小原村及び旧富野村(置山町八幡に限る。))、二本松市(旧淡川村(淡川及び米沢に限る。))、旧平田町、旧小黒村、旧田代村、旧戸沢村、旧石井村、旧新田村、旧太田村(猪代町)及び旧大田村(東郷町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧早田村及び旧種萱村の区域に限る。))及び旧舘野町(旧大木戸村及び旧飯沼村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

福島県		出荷制限
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除 全域	
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.6.8～：秋元湖、楢原湖及び小野川遊歩道にこれらの湖に流入する河川、長瀬川(殿川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
	H23.6.17～：真野川(支流を含む。)	
	H24.3.28～：新田川(支流を含む。)	
	H24.3.28～：太田川(支流を含む。)	
ウグイ	H24.4.5～：殿川(支流に限る。)	
	H24.4.24～：楢原代湖、楢原代湖に流入する河川(支流を含む。ただし殿川を除く。)	
ウナギ	H24.6.7～H25.7.30解除 福島県内の久慈川(支流を含む。)	
アユ(養殖を除く。)	H23.6.17～：真野川(支流を含む。)	
	H23.6.27～：阿武隈川のうち楢夫ダムの下流(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.3.28～：秋元湖、楢原湖及び小野川遊歩道にこれらの湖に流入する河川、長瀬川(殿川との合流点から上流部分に限る。)	
	H24.4.24～：楢原代湖、楢原代湖に流入する河川(支流を含む。ただし殿川及びその支流を除く。)	
	H24.5.24～：福島県内の只見川のうち楢夫ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	
	H24.5.31～：阿武隈川のうち楢夫ダムの上流(支流を含む。)	
コイ(養殖を除く。)	H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
	H23.6.27～：阿武隈川のうち楢夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	
フナ(養殖を除く。)	H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。)	
アイナメ	H24.4.12～：殿川(支流に限る。)	
アサギ	H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(殿川との合流点から上流の部分に限る。)	
イナダ	H24.6.31～H24.8.19解除 館岩川(支流を含む。)	
ウツメ	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)	
オコシ	H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち楢夫ダムの下流(支流を含む。)	
カサガシ	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)	
カマツカ	H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち楢夫ダムの下流(支流を含む。)	
クマ	H24.6.22～、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クマノ	H24.6.22～H25.10.9解除 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クマノ	H24.6.22～H25.12.17解除 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クマノ	H24.6.22～H26.4.10解除 最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クマノ	H24.7.12～、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クマノ	H24.7.26～、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クマノ	H24.8.23～、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クマノ	H25.2.14～、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クマノ	H25.6.8～、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クマノ	H25.8.25～、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ウシ	H23.7.19～H23.8.25一部解除 全域(衆の定める出荷：検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)	
ウシ	H23.11.9～ 福島市、南相馬市、広野町、楢原町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、高橋村、楢原村	
	H23.11.25～ 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、川俣町、大玉村	
ウシ	H23.12.2～ 郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、磐前町、石川町、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢原町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、殿川村	
	H25.7.8～ 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、楢原代町、会津坂下町、磐梯町、三島町、金山町、会津美里町、北塩原村、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、檜枝岐村	
ウシ	H25.1.30～ 全域	
ウシ	H25.1.30～ 全域	
ウシ	H23.12.2～ 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、川俣町、三春町、小野町、磐前町、石川町、猪苗代町、古殿町、矢吹町、楢原町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、殿川村	
ウシ	H24.7.27～ 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、楢原代町、会津坂下町、磐梯町、三島町、金山町、会津美里町、北塩原村、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、檜枝岐村	
ウシ	H25.1.30～ 全域	
ウシ	H24.11.19～ 全域	

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成26年4月24日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：十和田市、増上町 H24.10.30～：青森市 H25.10.1～：野付町
	水産物	H24.8.27～H24.10.31解除 青森県東通村屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町樺家岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森県と岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ	原木りたけ(露地栽培)	H24.8.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：龍崎高田町 H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：龍崎高田町、住田町 H24.4.20～：大船渡市 H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.8.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.5.10～H25.4.8解除 盛岡市 H24.10.18～：大船渡市、釜石市 H24.10.23～：龍崎高田町 H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.11～：一関市、龍崎高田町、平泉町 H24.10.18～：釜石市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 H25.10.9～：住田町 H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.16～：遠野市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.2～H25.11.17解除 盛岡市 H25.6.4～H25.8.30解除 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	こしあぶら	H24.8.30～：一関市、奥州市 H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 H24.5.14～：奥州市、龍崎高田町 H25.5.17～：一関市
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.2.4一部解除 一関市(旧豊津水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	蕎麦	H24.1.13～H24.4.11解除 盛岡市(旧宮内町の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される蕎麦は出荷制限の対象から除く。)
水産物	スズキ	H24.10.25～ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.8～ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ	ヒラメ	H24.5.2～H25.11.17解除 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～ 釜石川(支流を含む。)、及び砂原川(支流を含む。)
ウグイ		H24.5.11～ 釜石県内の大川(支流を含む。)、及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石別根ダムの上流、石瀧ダムの上流、入船ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早湯ダムの上流を除く。)
		H24.6.12～ 気仙川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	クマの肉	H24.8.10～ 全域
	シカの肉	H24.7.26～ 全域
	ヤマドリ肉	H24.10.22～ 全域
宮城県		出荷制限
たけのこ	原木しいたけ(露地栽培)	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：栗原市 H24.5.1～H24.4.17解除 丸森町(旧野野村の区域に限る。)
	野菜類	H24.1.16～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.15～：鹿野町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：釜石市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加藤町 H24.5.7～：川崎町、大和町、喜谷町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大船町
キノコ類(野生のものに限る。)	くさそてつ(こごみ)	H24.10.19～：栗原市、大崎市 H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加藤町 H24.5.9～：気仙沼市 H24.5.7～：釜石市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.8.7～：大和町 H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市
	雑穀	H25.1.4～H25.3.15一部解除 栗原市(旧田代村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
穀類	米(平成25年産)	H25.3.19～ 栗原市(旧沢田村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	ソバ	H24.1.16～H24.4.11解除 栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	クロダイ	H24.8.28～ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.8～ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
マダラ	ヒラメ	H24.5.30～H25.4.10解除 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H24.8.30解除 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H25.11.17解除 マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
イワナ(養殖を除く。)	ヒガング	H24.5.8～H25.2.18解除 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	アユ(養殖を除く。)	H25.8.27～ 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
ヤマメ(養殖を除く。)	イワナ(養殖を除く。)	H25.6.27～H25.12.25解除 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。の)のうち、白樺堰より上流の白石川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.20～ 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉	H24.6.14～ 大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。)、及び名取川の秋保大湖の上流(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.5.24～ 三田川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、及び松川(支流を含む。ただし、扇川及びその支流並びに豊川4号堰の上流を除く。)
クマの肉	クマの肉	H24.5.28～ 江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、及び二道川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)
		H24.4.22～ 一田川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、及び碓氷川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成26年4月24日現在

山形県		出荷制限		
肉	クマの肉	H24.8.10～：全域		
茨城県		出荷制限		
原乳		H23.3.23～4.10解除：全域		
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全域（下記の地域を除く。） H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市		
	カキナ	H23.3.21～4.17解除：全域		
	ハセリ	H23.3.23～4.17解除：全域		
	タケノコ	H24.4.4～：潮来市、小美玉市、つくばみらい市		
		H24.4.13～：石岡市、龍ヶ崎市の、取手市、守谷市、茨城県、利根町		
	原木シイタケ（露地栽培）	H24.4.19～：ひたちなか市、舞田市、東海村		
		H24.4.28～：北茨城市、大洗町		
		H23.10.14～：土浦市、行方市、舞田市、小美玉市		
		H23.11.10～：茨城県、阿見町		
	原木シイタケ（施設栽培）	H24.8.8～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市		
H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市				
こしあぶら	H23.10.14～：土浦市、舞田市			
	H23.11.10～：茨城県			
水産物	インガレイ	H24.7.5～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.6.28解除：北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域		
	スズキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
	シロメバル	H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
	ニベ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
	マダラ	H24.1.8～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
	ヒラメ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.8.30解除：北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域		
	コモンカスベ	H24.8.14～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
	アメリカナマス（養殖を除く。）	H24.4.17～：龍ヶ崎、北浦及び外浪速浦並びにこれらの浦沼に流入する河川並びに常陸利根川		
	ウナギ	H24.4.17～：龍ヶ崎、北浦及び外浪速浦並びにこれらの浦沼に流入する河川並びに常陸利根川（養殖を除く。）		
		H24.5.7～H28.1.30：茨城県内の那珂川（支流を含む。）		
向	イシシの肉	H23.12.2～H23.7.21一部解除：全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。）		
その他	茶	H23.6.2～H25.11.1解除：結城市、龍ヶ崎市の、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、福敷市、かすみうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五島町、利根町、野島村、美濃村		
	茶	H23.6.2～H24.4.9解除：大子町		
		H23.6.2～H24.5.23解除：常陸大田市、常陸大宮市		
		H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町		
		H23.6.2～H24.6.5解除：舞田市		
		H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市		
		H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市		
		H23.6.2～H24.9.12解除：日立市		
		H23.6.2～H24.10.5解除：茨城県		
		H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市		
		H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市		
		H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市		
		H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市		
		栃木県		出荷制限
		ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町	
カキナ	H23.3.21～4.27解除：全域			
原木シイタケ（露地栽培）	H23.3.21～4.14解除：全域			
	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市			
	H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町			
	H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町			
	H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町			
	H24.4.13～：栃木市（旧岩舟町を除く。）、壬生町			
	原木シイタケ（施設栽培）	H24.2.15～：那須塩原市		
		H24.4.10～：芳賀町、那須町		
		H24.4.12～：大田原市		
		H24.8.29～：さくら市		
原木クリタケ（露地栽培）	H24.6.4～H28.4.17一部解除：高沼市			
	H24.6.28～：壬生町			
	H24.11.28～：日光市			
	H23.11.7～：高沼市、矢板市			
	H23.11.8～：大田原市、那須塩原市			
原木ナメコ（露地栽培）	H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町			
	H24.11.5～：宇都宮市			
	H24.11.6～：塩谷町			
	H24.11.8～：壬生町			
	H23.11.14～：那須塩原市、日光市			
野菜類	タケノコ	H24.10.4～：矢板市		
	H24.10.16～：那須町			
	H24.10.20～：佐野市			
	H24.11.2～：高沼市			
	H24.11.8～：壬生町			
	H24.11.12～：那珂川町			
	H24.12.11～：大田原市			
	キノコ類（野生のものに限る。）	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町		
		H24.8.7～：高沼市		
	タケノコ	H24.8.8～：矢板市		
H24.8.15～：那須町				
H24.8.29～：大田原市				
H24.10.10～：塩谷町				
こしあぶら（野生のものに限る。）	H24.10.12～：那須烏山市			
	H24.5.1～：那須塩原市、那須町			
	H24.5.7～：日光市、大田原市			
	H24.6.13～：矢板市			
	H24.5.1～：大田原市、那須町			
	H24.5.2～：那須塩原市			
	H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町			
	H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市			
	H24.5.7～：高沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町			
	H24.5.15～：さくら市			
H25.4.25～：那珂川町				
さんしょう（野生のものに限る。）	H24.5.1～：宇都宮市、日光市			
	H24.5.14～：那須塩原市			
ぜんまい（野生のものに限る。）	H24.5.18～：大田原市			
	H24.8.7～：日光市、那須町（野生のものに限る。）			
たらのめ（野生のものに限る。）	H24.4.27～：大田原市、矢板市			
	H24.5.1～：那須町			
	H24.5.2～：市貝町			
	H25.4.18～：宇都宮市			
	H25.4.18～：塩谷町			
	H26.4.18～：日光市			
わらび（野生のものに限る。）	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市			
	H25.4.18～：宇都宮市、日光市			
クリ	H25.5.28～：矢板市			
	H24.9.14～：那須塩原市、那須町			
	H24.9.18～：大田原市			

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成26年4月24日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：赤野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除：大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除：宇都宮(支流を含む。)
	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除：宇都宮(県の実定めた出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	シカの肉	H23.12.2～：宇都宮
	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除：鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全県
	カキナ	H23.3.21～4.8解除：全県
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.25～：沼田市、東吾妻町、碓氷村 H24.10.10～：高山村 H24.10.16～：安中市 H24.10.23～：長野原町 H24.11.13～：みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除：薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H24.9.28解除：小中川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解除：烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。) H24.6.8～H24.6.9～H24.6.20解除：薄根川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～：全県
	クマの肉	H24.8.10～：全県
その他	シカの肉	H24.11.14～：全県
	ヤマドリ肉	H25.1.23～：全県
茶	H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市	
	H23.6.30～H25.6.7解除：渋川市	
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.14～：横瀬町、皆野町 H24.10.29～：とぎが谷町 H24.11.5～：鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町
	シュンギク、モロヘニ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、木更津市
		H24.4.6～：養子市、津町
		H24.4.11～：柏市、白井市
		H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市
		H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町
H25.10.11～：養子市、津町		
H25.11.18～：夷山市		
H25.12.22～：佐倉市		
H24.2.23～：印西市		
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.10～：白井市	
	H24.4.18～：千葉市、八千代市	
水産物	H24.8.18～H24.8.19一部解除：山武市	
	H24.11.14～：喜津市	
肉	H24.8.18～H24.8.19一部解除：山武市	
	H24.11.14～：喜津市	
その他	H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
	H25.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
茶	H25.11.12～：千葉県内の利根川のうち荒川の下流(支流を含む。ただし、印旛緑水橋及び印旛水門の上流、青龍用水第一分水橋の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)	
	H24.11.8～H25.1.18一部解除：全県(県の実定めた出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
茶	H23.6.2～9.7解除：大網白里町	
	H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除：成田市	
神奈川県		出荷制限
茶	H23.6.2～8.29解除：南足柄市	
	H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町	
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～：全県(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：碓氷町、御代田町 H24.10.1～：小野町、南牧村 H24.10.11～：佐久市 H25.10.1～：小諸市 H25.10.21～：佐久穂町
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町 H25.10.3～：富士宮市、富士市

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成26年4月24日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
	H23.3.23～5.4解除：いわき市	
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
原木しいたけ(露地)	H23.4.13～： 磐梯村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.8～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
	H23.9.15～： いわき市、棚倉町	
	H23.9.20～： 南相馬市	
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域	
	H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)	
肉 イノシシの肉	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗代町、富岡町、大蓬町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、磐梯村	
	H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

※ [] の箇所は摂取制限の対象